

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 31 号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）に係る審査基準の制定について
公開日 2019 年 12 月 1 日

1 規則等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 31 号。以下「改正府令」という。）による改正後の道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）に係る審査基準

2 根拠法令・条項

改正府令による改正後の府令第 1 条第 2 項第 1 号

3 公募する規則等の概要

改正府令等の施行に伴い、車体の大きさの基準に適合しない原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について審査基準のモデルが示されたことから、当県における審査基準について、厳正かつ公正な審査等がなされるよう制定するものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づくものです。

5 規則等の制定の日

令和元年 12 月 1 日（日曜日）

6 結果の公示の日

令和元年 12 月 1 日（日曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が 30 日未満の場合、その理由）

令和元年 11 月 15 日（金曜日）から令和元年 11 月 26 日（火曜日）まで

※ 意見公募期間が 30 日未満の理由

改正府令等の施行日が令和元年 12 月 1 日であり、この審査基準をそれまでに定める必要があることから、意見公募期間を短縮するものです。

8 提出された意見の数

0 件

9 結果の概要

提出された意見はありませんでした。

10 規則等の資料の入手方法

- 高知県警察本部交通部交通企画課での閲覧
- 高知県庁県民室（本庁舎 1 階）での閲覧

11 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部交通企画課

TEL：088－826－0110（内線 5012、5014、5016）